（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員印	係員印	

（注意）

1．この様式において、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限ります。）以外の住宅をいいます。

2．分譲事業者又は譲受人が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3．分譲事業者又は譲受人の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

4．共同住宅等に係る申請にあたっては、第一面を申請に係る住戸ごとに作成し、第二面については、同時に申請する申請書のうちいずれかの申請書について作成し、他の申請書については、この面の作成を省略することができます。

第六号様式を次のように改める。

第六号様式（第十二条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

承　認　申　請　書
（新　築　／　増　築・改　築）

年　月　日

所管行政庁　　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称　　印
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づき、認定計画実施者の地位の承継について承認を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

1．長期優良住宅建築等計画の認定番号
　第　　号
2．長期優良住宅建築等計画の認定年月日
　年　月　日
3．認定に係る住宅の位置
4．当初認定時の工事種別
5．申請時における認定計画実施者の氏名
6．地位の承継が生じた原因

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員印	係員印	

（注意）

1．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

2．申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第七号様式を次のように改める。

第七号様式（第十三条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

承　認　通　知　書
（新　築　／　増　築・改　築）

年　月　日

殿

所管行政庁　　印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づき申請のあった地位の承継について承認したので、通知します。

1．申請年月日
2．申請者の住所
3．長期優良住宅建築等計画の認定番号
4．認定に係る住宅の位置
5．当初認定時の工事種別

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

告　示

○財務省告示第三十二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年一月十二日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年二月四日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第五百八十回）

二　発行根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に定められる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。